

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和8年3月26日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> | <p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和7年3月14日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> | |
| <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>⑫ 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）<u>第1条第21号で定める海外子会社経由取引のうち、同条第20号ロで定める者を輸出契約等の相手方とするものについて、販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約を締結する場合は、</u>保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1⑤イからハまでのすべてに該当するものも同様とする。ただし、<u>既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下イからハまでのすべてを同じくする対象契約については、</u>内諾書を発行したものとみなす。</p> <p><u>イ</u> 対象契約の相手方及び支払人</p> <p><u>ロ</u> <u>仕向国及び支払国（仕向国及び支払国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による）</u></p> <p><u>ハ</u> 決済条件</p> | <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>⑫ 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）<u>第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については</u>保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1⑤イからハまでのすべてに該当するものも同様とする。ただし、<u>以下イ又はロに該当する対象契約については、</u>内諾書を発行したものとみなす。</p> <p><u>イ</u> <u>運用規程第22条又は第24条に該当する対象契約</u></p> <p><u>ロ</u> <u>運用規程第23条に該当する対象契約のうち、既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下(a)から(c)までのすべてを同じくする対象契約</u></p> <p><u>(a)</u> 対象契約の相手方及び支払人</p> <p><u>(b)</u> <u>支払国、仕向国及び子会社の所在国</u></p> <p><u>(c)</u> 決済条件</p> | |
| <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>7 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p> | <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>7 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>② エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、運用規程第15条の規定により取り扱うこととする。</p> | <p>② エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、<u>貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）</u>第15条の規定により取り扱うこととする。</p> | |
| <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和8年3月26日</u>] この改正は、<u>令和8年10月1日</u>から実施する。</p> | <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和7年3月14日</u>] この改正は、<u>令和7年4月1日</u>から実施する。</p> | |
| <p>[別紙2] 仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>2 輸出契約等の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>① 輸出契約等の相手方が所在する国</p> <p>② 輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人が所在する国</p> <p>③ <u>運用規程第1条第21号で定める海外子会社経由取引について、販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約を締結する場合は、海外子会社が所在する国及び販売契約等の支払人が所在する国</u></p> | <p>[別紙2] 仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>2 輸出契約等の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>① 輸出契約等の相手方が所在する国</p> <p>② 輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人が所在する国</p> | |